

○ 25年度実績評価:B評価の事業

26番号:29-2 25番号:29-2	未達成の指標 【アウトプット指標】	理由	改善事項	26年度目標
<p>職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導)</p> <p><事業概要> ①線量管理指導事業:避難区域等で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施の指導を行う。</p>	<p>25年度目標</p> <p>線量管理の指導を150回以上実施する。受益者数(約10,000人)</p> <p>(注)仕様書上、受講人数は510人以上を想定。なお、本事業は、管理者や指導者の教育であるため、最終的な受益者はそれを20倍した程度は見込まれる。</p>	<p>①暫定予算による新規事業開始時期の遅延、教材(テキスト、測定器)の調達に時間を要したことから、事業実施期間が不足し、対象事業者団体の繁忙期と重なっていたこと</p>	<p>①調達時期を早め、4月1日から事業を開始し、繁忙期に重ならないように研修時期の調整を早め実施する。さらに、昨年度作成したテキスト、調達した測定器を使用し、第1四半期から研修を開始する。</p> <p>②管理者教育については、厚生労働省のガイドラインや、環境省の除染等工事仕様書で選任を求めている放射線管理者の養成講座に該当することを環境省の標準仕様書に昨年度末に明記しており、これを事業者団体に明確に伝達する。基礎講座については、ガイドラインの放射線管理担当者の養成講座に該当することを明確に事業者団体に伝達する。事前アンケートや開催案内にその旨を明記することにより、確実な伝達を図る。</p>	<p>【アウトカム指標】 (1)線量管理指導等の参加者に対し、指導内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した指導であった旨の回答を得る。</p> <p>(2)対象者の線量をシステムに登録することにより、適切な被ばく線量管理を推進する。</p>
<p>②除染等事業従事者に係る被ばく線量記録の一元化支援 公益財団法人放射線影響協会が事務局となり実施している「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」にかかるシステム開発費用に関して補助を行う。</p> <p>※下線部は26年度から実施 (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)</p>	<p>25年度実績</p> <p>線量管理の指導を13回実施した。また、受講者数は198人であったため、受益者数は約3,960人。</p>	<p>②法令による特別教育との違いが不明瞭であったため受講の意義が判らず受講を希望しない者がみられたなど、本事業の教育の位置付けを明確に事業者団体に理解させることができなかったこと</p>	<p>③「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」にかかるシステム開発に関して補助を行い、除染や復旧作業等に従事する労働者の被ばく線量記録の一元化を促進する。</p>	<p>【アウトプット指標】 (1)線量管理の指導を150回以上実施する。また受益者数を約10,000人とする。</p> <p>(2)除染等業務従事者等線量管理登録制度の電算システムをH26年度中に稼働させる。</p>

○ 25年度実績評価:B評価の事業

26番号:60 25番号:61	未達成の指標 【アウトプット指標】	理由	改善事項	26年度目標
<p>第三次産業労働災害防止対策支援事業</p> <p><事業概要> 小売業、社会福祉施設を対象として、事業場内において危険箇所を示すマップ(危険マップ)を作成するためのツール(ステッカー、マーカー)や周知・啓発用のリーフレットを作成・公表することにより危険箇所の「見える化」を推進するとともに、専門家による事業場への個別コンサルティングを行う。併せて、改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、介護施設を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p>	<p>25年度目標</p> <p>個別のコンサルティングについて、小売業、社会福祉施設合わせて800事業場以上を指導する。</p> <hr/> <p>25年度実績</p> <p>小売業381事業場、社会福祉施設393事業場の計774事業場の指導にとどまり、800事業場に達しなかった。</p> <p>注:腰痛対策のための講習会を47回開催するとのアウトプット指標は達成(51回実施)</p>	<p>①個別コンサルティングの実施に関する内諾がない事業場に受託者が打診した際、行政関係者をかたつての営業等と勘違いされるなど、指導実施の打診を効果的に実施することができなかったこと</p> <p>②特に小売業について、事業場の担当者が表示偽装問題への対応に追われたこと等により、労働災害防止に係る個別コンサルティングを受ける体制が整っていない事業場が多かったこと</p>	<p>個別コンサルティングの対象事業場は労働局が選定し、委託業者に伝えるものであるが、労働局の選定時に事業場の内諾を得ていない場合があることから、労働局への指示において、個別コンサルティングの対象事業場は極力内諾を取り付けることが望ましい旨を明記するとともに、内諾を取り付けていない事業場に対する委託事業への参加依頼文書を委託先業者と労働局(又は監督署)の連名とすることにより、本件参加依頼が国による委託事業であることをはっきり示した。</p>	<p>【アウトカム指標】 専門家による個別コンサルティングを受けた事業者及び腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 ①個別のコンサルティングについて、小売業で400事業場、飲食店で300事業場の計700事業場以上を指導する。</p> <p>②腰痛予防教育について、社会福祉施設及び医療保健業でそれぞれ47回(各都道府県で1回を目途)ずつの講習会を開催する。</p>

○ 25年度実績評価:B評価の事業

26番号:71-2 25番号:72-2	未達成の指標 【アウトプット指標】	理由	改善事項	26年度目標
<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)</p> <p><事業概要> ①テレワーク・セミナー ②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント ③在宅勤務モデル実証事業 ④職場意識改善助成金(テレワークコース)</p> <p>※下線部は26年度から実施</p> <p>(担当:労働基準局労働条件政策課、雇用均等・児童家庭局)</p>	<p>25年度目標 テレワークセミナーにおける集客数を合計300名以上とする。</p> <hr/> <p>25年度実績 テレワーク・セミナーにおける参加者数は、286名であった。</p> <p>注:相談センターに対する相談件数610件以上とのアウトプット指標は達成(938件)</p>	<p>目標未達成となった原因として、大阪会場セミナー開催日の2月14日が記録的な大雪であり、交通機関が大きく乱れたことから、遠隔地からの参加者の欠席が相次いだこと等が挙げられる。なお、セミナー参加の申込者数は347人と目標を上回っている。</p>	<p>上記目標未達成となった原因は、気候面からも業務面からも参加率が低下してしまう2月にセミナー開催を設定したことによるものと考えられる。今後は、開催時期を工夫するとともに、総務省と連携してセミナーの内容の充実を図ることとする。</p>	<p>【アウトカム指標】 ①テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答を80%以上とする予定。</p> <p>②テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた」旨の回答を70%以上とすること。</p> <p>③職場意識改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を50%以上とすること。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 ①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を730件以上とする。</p> <p>②テレワーク・セミナーの集客数を合計300名以上とする。</p> <p>③職場意識改善助成金(テレワークコース)について、平成26年度予算(502,500千円)の8割以上の利用がなされるようにする。</p>

○ 25年度実績評価：C評価の事業

26番号:16 ----- 25番号:16	未達成の指標	理由	改善事項	26年度目標
<p><u>長期家族介護者に対する援護経費</u></p> <p><事業概要> 要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。</p> <p>(担当:労働基準局労働災補償部労働災管理課)</p>	<p>25年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。</p> <p>【アウトプット指標】 申請のあったものについて迅速・適正に処理する。</p> <hr/> <p>【アウトカム指標】 65% (申請件数:26件、1か月以内に決定した件数:17件)</p> <p>【アウトプット指標】 申請のあったものについて、支給要件等を確認し、概ね迅速・適正に処理したが、一部できなかった。</p>	<p>申請から決定まで迅速・適正に処理したが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類の不備について、申請者(重度被災労働者の遺族)に確認したところ、長期間連絡が取れなかったこと、 ・添付書類の不備により、再提出を申請者に求めたところ、長期間要したこと、 ・年末年始休暇等により開庁日が少なく、処理に期間を要したこと、 <p>等により、目標に到達しなかった。</p>	<p>やむを得ない理由による処理の遅れはあるものの、申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内とすることを、改めて、都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現を図る。</p> <p>また、申請から決定までに1ヶ月以上期間を要する場合、申請者に連絡をした上で迅速・適正な処理に努める。</p>	<p>【アウトカム指標】 申請から支給決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 申請のあったものについて適正に処理する。</p>

○ 25年度実績評価：C評価の事業

26番号:17 ----- 25番号:17	未達成の指標	理由	改善事項	26年度目標
<p>労災特別介護施設設置費</p> <p><事業概要> 労災特別介護施設(在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供する施設。全国8か所)については、開所以来13年から21年余りが経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にあることから、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、施設の特別修繕を行う。</p> <p>(担当:労働基準局労災補償部労災保険業務課)</p>	<p>【アウトカム指標】 特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。</p> <p>【アウトプット指標】 労災特別介護施設の中央監視装置及び自動制御設備改修工事(熊本施設)並びに外壁改修工事(愛知施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。</p>	<p>技能労働者の不足等の理由により入札不調となったため。 なお、公共工事については建材高騰、人員不足により全国的に入札不調が急増しており、国土交通省は例年4月に改定している公共工事設計労務単価を前倒しで2月に改定した。</p>	<p>適切な水準の予算を確保する。また、十分な工期を確保した上で入札を執行する。</p>	<p>【アウトカム指標】 十分な工期の確保等、入札方法の工夫などを行った上で、特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備を図る。</p>
	<p>【アウトカム指標】 入札不調により予定していた修繕が実施できなかった。</p> <p>【アウトプット指標】 一般競争入札を実施したが、技能労働者の不足等の理由から入札不調となり、予定していた工事が実施できなかった。</p>			<p>【アウトプット指標】 冷温水発生機更新工事及び自動火災報知設備更新工事(千葉施設)、中央監視装置及びリモートユニット更新工事(北海道施設)を年度内に完了する。</p>

○ 25年度実績評価：C評価の事業

26番号:28 25番号:28	未達成の指標	理由	改善事項	26年度目標
<p><u>安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費</u></p> <p><事業概要></p> <p>①化学物質による人への健康影響に関してリスク評価・管理等の活動により国際協調活動を行っているOECD等の国際会議等に職員を出張させる。</p> <p>②日本国企業の進出数が急増している中国と、政策対話を行うとともに、これを踏まえた労働安全衛生シンポジウムを開催する。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部計画課)</p>	<p>25年度目標</p> <p>【アウトカム指標】</p> <p>②労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。</p>	<p>尖閣諸島をめぐる状況等を受け、平成24年度は開催すらできなかったところ、平成25年度についてはシンポジウム自体は開催することはできたものの、中国側から開催規模を限定的にしたいとの要望があり、規模を縮小しての開催となったことから、参加者数は100名には満たなかった。</p>	<p>中国側からは、平成25年度の状況・結果を踏まえ、平成26年度開催に当たっての積極的な意見・要望も出されていることから、中国側と調整しながらより良いシンポジウムの開催を目指す。</p>	<p>【アウトカム指標】</p> <p>①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について審議会等への報告又はHP掲載等により公表する。</p> <p>②シンポジウム参加者に対するアンケートにおいて、「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」との評価を80%以上とする。</p>
	<p>25年度実績</p> <p>【アウトカム指標】</p> <p>②シンポジウムは開催されたものの、参加者数が100名に満たなかった。(41名)</p> <p>注：26年度目標①と同様のアウトカム指標については、達成。</p>			<p>【アウトプット指標】</p> <p>①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。</p> <p>②中国における労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。</p>

○ 25年度実績評価：C評価の事業

26番号：71-1 25番号：72-1	未達成の指標	理由
<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)</p> <p><事業概要> 1 労働時間等設定改善推進助成金 2 職場意識改善助成金</p> <p>(担当：労働基準局労働条件政策課)</p>	<p>【アウトカム指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金 ③中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>【アウトプット指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金の支給決定件数を10件以上とする。</p>	<p>・「労働時間等設定改善推進助成金が労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合」が未達成の原因は、アンケート調査結果によるとほとんどの企業が団体の取組は有益であるとしているものの、平成25年度から新たに設けた団体傘下の個別企業へのコンサルティング等が活用されなかったこと等により、個別企業への支援が十分に行われていないことなどが考えられる。</p> <p>・「労働時間等設定改善推進助成金の支給決定件数」が未達成であった原因としては、平成25年度は予算成立時期が遅れたため申請期間が短くなったこと、平成25年度に成果目標の達成状況に応じた補助率に見直したことなどが考えられる。</p>
	<p>【アウトカム指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金 ③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合：71%</p> <p>注：「①年休の年間平均取得日数1日以上増加」、「②月間平均所定外労働時間数1時間以上削減」に係るアウトカム指標は達成(①1日増加、②3.9時間削減)。 また、職場意識改善助成金に関しても、「(i)年休の年間平均取得日数1日以上増加」、「(ii)月間平均所定外労働時間数の1時間以上削減」、「(iii)事業の有益度」について同様のアウトカム指標を設定しており、これらはいずれも達成((i)8日増加、(ii)5.5時間削減、(iii)労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合96.6%)。</p> <p>【アウトプット指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金の支給決定件数：7件</p> <p>注：「職場意識改善助成金の支給決定件数を236件以上とする」とのアウトプット指標は達成(238件)。</p>	

労働時間等設定改善推進助成金について、従前行っていたパンフレット等の作成・配付に加え、平成26年度は、年度当初から積極的にこれまで以上に各種業界団体に対して周知を行い、併せて、団体傘下の個別企業へのコンサルティングが本助成金の助成対象となることについても周知を行った。なお、助成金の取組終了後に、希望する団体の傘下事業場に対して、労働局に配置された働き方・休み方改善コンサルタントによる指導を行った。

【アウトカム指標】

1 労働時間等設定改善推進助成金

- ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、労働者のいる傘下の事業場における年次有給休暇の労働者1人当たりの年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。
- ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、労働者のいる傘下の事業場における労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。
- ③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。

2 職場意識改善助成金

- ① 助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。
- ② 助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。
- ③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。

【アウトプット指標】

- 1 労働時間等設定改善推進助成金の支給決定件数を7件以上とする。
- 2 職場意識改善助成金の支給決定件数を238件以上とする。

○ 25年度実績評価：C評価の事業

26番号:72 25番号:73	未達成の指標	理由	改善事項	26年度目標
<p>中小企業退職金共済事業経費</p> <p><事業概要> 事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の助成を行う。</p> <p>(担当:労働基準局勤労者生活課)</p>	<p>25年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 中小企業退職金共済制度の普及割合が、前年度を上回る(従業員規模1~499人企業における雇用者に対する値、平成24年度10.16%)</p> <p>【アウトプット指標】 新規加入被共済者数(324,000人)</p> <hr/> <p>25年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 中小企業退職金共済制度の普及割合が、前年度を下回った(従業員規模1~499人企業における雇用者に対する値、平成25年度10.12%)</p> <p>【アウトプット指標】 平成25年度:315,653人</p>	<p>新たな加入促進の取組として既加入の事業主団体に対し傘下の事業主への加入勧奨依頼、小規模事業者の多い商店街、フランチャイズ加盟店、農業法人へのアプローチなど積極的な加入促進に努めた結果、退職金制度の被共済者数は増加したものの、景気の回復に伴う中小企業における雇用者数の増加割合が上回ったため、目標を達成することができなかった。</p> <p>このため更なる加入促進の取組が必要と考えられる。</p>	<p>関係機関等との連携の下、普及推進員等を活用した企業訪問をはじめとする全国的な加入促進の一層の取組により、在籍被共済者数を増加させる。</p> <p>特に、高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種(医療福祉分野・サービス業)等に対し、業界団体(歯科医師会・商店街振興組合等)へ働きかけてダイレクトメールの送付を行うとともに、既に働きかけたものの加入の進んでいない業界(食品小売・スーパーマーケット業界等)へのフォローアップなど普及推進員等、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。</p> <p>また、厚生労働省と普及推進員等が連携の上、ハローワークや監督署が行う事業主を対象とする説明会の場を有効活用できるよう努める。さらに、厚生年金基金から中退共へのスムーズな移行が可能となるよう関係機関と連携の上、周知広報に取り組む。</p>	<p>【アウトカム指標】 在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成25年度末3,238,864)</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。</p>